

公益社団法人 日本おもと協会

定 款

平成 23 年 4 月 1 日

# 公益社団法人 日本おもと協会 定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本おもと協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都墨田区に置く。

### (支 部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

### (目 的)

第4条 この法人は、日本古来の植物、おもと（万年青）に関する事業を行い、その伝統と古典美を守り、園芸品種としての普及とその芸術性の振興を図り、情操豊かな文化の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)おもとに関する名品展示会の開催
- (2)おもとに関する研究会、講演会等の開催
- (3)おもとに関する調査研究及び関連資料の収集保存
- (4)おもとの新品種の登録審査、名称の登録受付及び管理保存
- (5)おもとに関する国際交流
- (6)会報等の発行
- (7)おもとに関する啓発
- (8)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は日本全国において行うものとする。

### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 社 員

### (法人の構成員)

第7条 この法人の構成員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1)正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2)賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3)名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

#### (入 会)

**第8条** 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

- 2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその承認の可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

#### (会 費)

**第9条** 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

#### (会員の資格喪失)

**第10条** 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき。
- (2)総正会員の同意があったとき。
- (3)成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (4)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (5)会費を滞納したとき。
- (6)除名されたとき。

#### (任意退会)

**第11条** 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

#### (除 名)

**第12条** 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この法人の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)会員としての重要な義務を履行しないとき。
- (4)その他正当な事由があるとき。

- 2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、通知しなければならない。

#### (会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

**第13条** 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

### 第3章 役員

#### (役員の設定)

**第14条** この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上20人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を会長とし、2人を副会長、1人を専務理事、1人を常務理事、1人を会計理事とすることができる。また、必要に応じて、これ以外の理事を業務執行理事とすることができる。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事、会計理事、その他の業務執行理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

**第15条** 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任するものとし、理事については正会員の中から選任されることを要する。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事、会計理事、その他の業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の各理事について当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

4 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

5 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特別の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。又、各監事は、相互に親族その他特別の関係があつてはならない。

#### (理事の職務及び権限)

**第16条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定める職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。

- 3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

**第17条** 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

#### (役員任期)

**第18条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。
- 4 理事又は監事は、この定款第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

**第19条** 理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

#### (報酬等)

**第20条** 理事及び監事は無報酬とする。ただし、業務執行理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給基準については、社員総会の決議により別に定める。

#### (名誉会長、顧問及び相談役)

**第21条** この法人に、名誉会長、顧問及び相談役を若干人置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は、この法人に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。ただし、再任を妨げない。
- 3 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。
- 4 名誉会長、顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第4章 社員総会

#### (種類)

**第22条** この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

**(構成及び議決権の数)**

**第23条** 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

**(権限)**

**第24条** 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 入会の基準並びに会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金の借入並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定める事項

**(開催)**

**第25条** 定時社員総会は、毎年度6月に開催する。

- 2 臨時社員総会は、毎年度2月に開催するほか、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき
  - (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求があったとき

**(招集)**

**第26条** 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、他の理事が招集する。

- 2 会長は、前条第2項2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、社員総会の日時及び場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

**(議長)**

**第27条** 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、他の理事がこれに当たる。

(定足数)

**第28条** 社員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ会議を開催することができない。

(決議)

**第29条** 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、正会員として表決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受
- (6) 第46条第1項の規定に基づく役員の一部免除
- (7) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

**第30条** 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として社員総会の表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

**第31条** 書面により議決権を行使できる場合には、正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時まで当該記載をした議決権行使書面を本協会に提出して行う。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(社員総会の決議の省略)

**第32条** 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

**第33条** 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、

当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

**(議事録)**

**第34条** 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した理事は前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 理事会

**(構成)**

**第35条** この法人に理事会をおく。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

**(権限)**

**第36条** 理事会は、法令及びこの定款に定めるところにより、次に掲げる職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) この法人の業務の適正を確保するための体制の整備
- (6) 第46条第2項の規定に基づく役員の一部免除

**(種類及び開催)**

**第37条** 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度3回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき



(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき

(4) 一般社団・財団法人法第101条第2項及び第3項に基づき、監事から会長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

#### (招 集)

**第38条** 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合又は第4号後段の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長が欠けたときまたは会長に事故あるときは、他の理事が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段の規定による請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時及び場所並びに目的事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

#### (議 長)

**第39条** 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

#### (定足数)

**第40条** 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

#### (議 決)

**第41条** 理事会の議決は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事会の決議に、理事として表決に加わることはできない。

#### (理事会の決議の省略)

**第42条** 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

#### (理事会への報告の省略)

**第43条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第16条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

**第44条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会規則)

**第45条** 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則によるものとする。

## 第6章 役員損害賠償責任

(役員責任の一部免除)

**第46条** この法人は、一般社団・財団法人法第113条第1項の規定により、社員総会の決議によって、役員同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第113条第1項2号に掲げる額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、役員同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第7章 財産及び会計

(財産の種別)

**第47条** この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の公益目的事業の用に供する財産として、理事会で定めた財産。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

**第48条** 基本財産は、この法人の目的を達成するため善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を受けなければならない。

(財産の維持管理、処分及び運用)

**第49条** この法人の財産の維持管理、処分及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第50条** この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の承認に基づき、予算成立の日まで前事業年度の収支予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

**(事業報告及び決算)**

**第51条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 この法人は、法令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく計算書類を公告しなければならない。

**(公益目的取得財産残額の算定)**

**第52条** 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

**(会計の原則)**

**第53条** この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散等

### (定款変更)

第54条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第55条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第56条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第57条 この法人が清算する場合において、有する残余財産は、社員総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

### (事務局及び職員)

第58条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し、職員を置く。

2 職員は理事会の承認を得て、会長が任免する。

3 職員は、有給とする。

### (公告の方法)

第59条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第60条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規則による。

## 第11章 補 則

### (委 任)

**第61条** この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、青木慶祐とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

以上は当法人の定款に相違有りません。

平成 23 年 4 月 1 日

公益社団法人 日本おもと協会  
会 長 青 木 慶 祐